

1. Press Releases/Topics

「じゅうろく・岐阜市まちづくりファンド」の 出資第1号案件！ 柳ヶ瀬商店街に「サロン・ド・マルイチ」が オープンいたしました！！

目次

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室
- 4 産学連携情報

「柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社」は、柳ヶ瀬商店街の中心に位置するマルイチビルをリノベーションし、2019年8月18日(日)に飲食店をオープンいたしました。

【店舗紹介】

店名 :salon・de・maruichi(サロン・ド・マルイチ)
取扱商品 :フレッシュジュース、シュークリーム、サンドイッチ、書籍
業態 :喫茶、洋菓子店 (テイクアウト可)
住所 :岐阜県岐阜市日ノ出町2丁目5-6
席数 :21席

【開業に至った背景】

柳ヶ瀬商店街で70年以上続いた老舗の喫茶店「マルイチ」は、注文を受けてから一杯ずつ果物を刻み、年季の入った絞り機を使って作られるフレッシュジュースと、看板メニューのシュークリームが人気で、社交場としてたくさんの方に愛されてきました。しかし、店主が高齢になったことなどから、惜しまれながらも2014年に幕をおろしました。

それから5年、ビルオーナーがこの積み重ねてきた歴史をなんからのカタチで残したいと考え、「柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社」が思いを受け継ぎ、マルイチを『柳ヶ瀬の未来を作るサロン』として承継することを決めました。

【じゅうろく・岐阜市まちづくりファンドの活用】

「サロン・ド・マルイチ」の開業にあたって、当行とMINTO機構(一般財団法人民間都市開発推進機構)が共同出資する、「じゅうろく・岐阜市まちづくりファンド」が活用されています。

名称	じゅうろく・岐阜市まちづくりファンド有限責任事業組合
設立日	2019年3月28日(木)
資金規模	1億円(当行 5,000万円、民都機構 5,000万円)
存続期間	20年(2019年3月28日から2038年9月30日)
形態	有限責任事業組合(LLP)
対象エリア	岐阜市中心市街地(JR岐阜駅～柳ヶ瀬～川原町およびその周辺)
対象事業	活用されていないビル・店舗・古民家等をリノベーションにより活用し、物販施設、飲食施設、シェアオフィス、宿泊施設、交流施設等を整備・運営することで、中心市街地の活力向上をはかり、地域の課題解決に資する事業を投資対象とします。
対象事業者	空き店舗、古民家等をリノベーションにより整備し運営する事業者
投資形態	株式(優先株出資)、社債
投資期間	10年
お問い合わせ	法人営業部 地域開発グループ (TEL:058-266-2523)

キャッシュレス・消費者還元事業(キャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引支援) 中小店舗の登録はお済みでしょうか？

2019年の消費税率引上げに伴う、需要平準化対策とキャッシュレス化の促進を目的とした、キャッシュレス・消費者還元事業の開始が迫っています。

本制度により、キャッシュレス決済(クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコードなど)を利用すると、個別店舗(5%)、フランチャイズ加盟店など(2%)が利用者に還元されます。

また、中小・小規模事業者は、決済事業者を支払う加盟店手数料の1/3の補助を受けることができます。

さらに、中小・小規模事業者は、キャッシュレス決済を導入する際の端末等導入費用の1/3を決済事業者が負担することを前提に、残りの2/3の補助を国から受けることができます。

本制度を利用するには、決済事業者経由で中小店舗の登録を行うことが必要です。

クレジットカードだけではなく、QRコード決済についても取り扱い・取次ぎをしているQRコード決済業者がございますので、導入を検討している方やご不明な点がある方は、当行および十六カードへお問い合わせください。

制度概要

名称	キャッシュレス・消費者還元事業
実施期間	2019年10月～2020年6月(9か月間)
対象となる決済手段	クレジットカード・デビットカード・電子マネー・QRコードなど
照会先	株式会社十六カード営業企画部 TEL 058-263-1116 十六銀行のお取引店 十六銀行 法人営業部 地域開発グループ TEL 058-266-2523

消費税軽減税率対策補助金受付中です。

消費税軽減税率制度開始に備えた、レジや受発注システムの導入・改修に対し受けることができる補助制度です。

2019年9月30日までに導入・改修に関する**契約等の手続きを完了し**、2019年12月16日までに補助金を申請する必要があります(類型B-1型の申請期間はすでに終了しています)。
※青字の部分が変更されています。

3つの申請タイプがあります。

<A型>

軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジまたは区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等を発行する券売機を導入または改修する必要のある事業者が使える補助金です。

<B型>

軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に取扱うために、電子的受発注システムの改修・入替を行う必要がある事業者が使える補助金です。

<C型>

軽減税率に対応するために必要となる区分記載請求書等保存方式に対応した請求書管理システムの改修・導入を行う必要がある事業者が使える補助金です。

名 称	消費税軽減税率
申請受付期限	2019年9月30日までに導入・改修・支払いを完了し2019年12月16日までに補助金を申請(事前申請が必要なB-1型の申請期間はすでに終了)
補助額 補助率	タイプにより異なります。
照会先	中小企業庁 軽減税率対策補助金事務局 ホームページ http://kzt-hojo.jp/appliant/about/index.html

平成30年度補正予算

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」二次公募期間中！

平成30年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の二次公募が開始しています。当行は、全店舗が「認定支援機関」となっており、お客様の補助金申請や、事業計画の策定を全面的にサポートさせていただく体制となっております。これから、各種補助金にチャレンジされる企業様におかれましては、バックアップさせていただきますので、ぜひご相談ください。

名称	「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」二次公募
公募期間	2019年8月19日(月)13:00～2019年9月20日(金)15:00 電子申請による申込となります。(郵送での申込はできません。)
概要	足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者等が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援します。
補助対象者	認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。 ・「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。 ・「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
補助対象経費	1. 一般型 中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。 補助額:100万円～1,000万円、補助率:2分の1以内(※1) 2. 小規模型(類型:設備投資のみ)(類型:試作開発等を除く) 小規模な額で中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・生産プロセスの改善を支援。 補助額:100万円～500万円、補助率:2分の1以内(※2) (※1.2)条件により、補助率は3分の2となる場合があります。
加点項目	二次公募より、事業継続力強化計画の認定による加点が実施されます。
照会先	十六銀行 法人営業部 地域開発グループ(TEL:058-266-2523)

平成31年度当初予算

「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」二次公募

平成30年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の二次公募が開始しています。当行は、全店舗が「認定支援機関」となっており、お客様の補助金申請や、事業計画の策定を全面的にサポートさせていただき体制となっております。これから、各種補助金にチャレンジされる企業様におかれましては、バックアップさせていただきますので、ぜひご相談ください。

名 称	「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」二次公募
公募期間	開始 2019年8月26日(月) 締切 2019年9月27日(金)(当日消印有効) ※「ミラサポ」による電子申請2019年9月中旬(開始予定)から2019年9月30日(月)15時まで
概 要	「コネクテッド・インダストリーズ」の取組を日本経済の足腰を支える中小企業・小規模事業者等にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。加えて、地域経済を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果をより高めるため、地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して事業を行う中小企業・小規模事業者等による設備投資を支援します。
補助対象者	認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。 ・「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。 ・「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
補助対象事業	(1) 企業間データ活用型 複数の中小企業・小規模事業者等が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト。 (2) 地域経済牽引型 複数の中小企業・小規模事業者等が、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して事業を行い、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクト。 ※(1)(2)とも、連携体は10者まで、1者のみでの応募は不可。
補助対象経費	機械装置費・技術導入費・専門化経費・運搬費・クラウド利用費(すべての連携体参加事業者は個々に単価50万円(税抜き)以上の機械装置等を取得する必要があります。また、機械装置等を共同で所有することはできません。)
補助額・補助率	(1) 企業間データ活用型 補助上限額 2,000万円/者(下限 100万円) 補助率1/2* (2) 地域経済牽引型 補助上限額 1,000万円/者(下限 100万円) 補助率1/2* *要件により補助率2/3 *事業の遂行に必要な専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップ。
加点項目	二次公募より、事業継続力強化計画の認定による加点が実施されます。
照会先	十六銀行 法人営業部 地域開発グループ(TEL:058-266-2523)

■ 法律相談会・・・開催日の2日前までに事前予約要(無料)

十六総合研究所会場 (十六ビル7階)				PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階)			
10月1日	(火)	13:45~15:05		10月1日	(火)	13:30~15:00	
10月8日	(火)	13:45~15:05		10月8日	(火)	13:30~15:00	
10月15日	(火)	13:45~15:05		10月15日	(火)	13:30~15:00	
10月21日	(月)	13:45~15:05		10月23日	(水)	13:30~15:00	

(渡辺弁護士/お1人さま20分)

(山口弁護士/お1人さま30分)

※会場は山口敬二法律事務所(JR名古屋駅徒歩5分)に変更される場合があります。

■ 税務相談会・・・事前予約要(無料)

十六総合研究所会場 (十六ビル7階)				PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階)			
10月2日	(水)	13:00~18:00		10月10日	(木)	13:00~18:00	
10月17日	(木)	13:00~18:00					

PLAZA JUROKU岐阜支店会場 (岐阜スカイウイング37 東棟1階)				星が丘支店会場			
10月3日	(木)	13:00~18:00		10月18日	(木)	13:00~15:30	

(全会場 小野税理士/お1人さま30分)

北長良支店会場			
10月9日	(水)	13:00~15:30	

※諸事情により、開催日・会場が変更になる場合がありますので、本サービスの利用をご検討の際は、お取引店にご相談ください。

2. 公的機関情報

➤ 令和元年度 岐阜市ビジネスチャレンジ支援セミナー第2弾 「生き残りを賭けた中小企業の商品開発」

定員になり次第締め切り

主催	岐阜市
共催	岐阜県よろず支援拠点
日時	2019年9月21日(土) セミナー 14:00~16:00 よろず支援拠点経営相談会(希望者のみ) 16:00~17:00
会場	みんなの森 ぎふメディアコスモス かんがえるスタジオ 岐阜市司町40番地5
内容 (セミナー)	テーマ:生き残りを賭けた中小企業の商品開発 ~高品質スピーカー誕生物語~ 講師: 株式会社亀山鉄工所 代表取締役社長 高井 史樹(たかい ふみき)
内容 (個別相談会)	岐阜県よろず支援拠点による個別相談(商品開発・PR戦略・経営改善など) (希望者のみ) 希望者多数の場合は後日対応
定員	80名(セミナー)
参加費	無料
申込方法	ホームページからチラシをダウンロードし、必要事項を記載の上、FAX送信。 または E-mail sangyo-koyo@city.gifu.gifu.jp (岐阜市商工観光部産業雇用課)
照会先	岐阜市商工観光部産業雇用課 セミナー案内ページ https://www.city.gifu.lg.jp/item/42891.htm

➤ 「中小企業等経営強化法」に関する説明会

募集中 定員に達した場合締め切り

概要	中小企業等経営強化法の説明会です。同法は中小企業者等が策定する経営力向上計画を国が認定し、税制措置等により中小企業等の経営強化を図るものです。
日時	2019年9月19日(木) 10:00~11:30
場所	中部経済産業局2階 大会議室 名古屋市中区三の丸2丁目5番2号
定員	40名
その他	・ご参加は各社(各機関)2名まででお願いします。 ・1時間の説明後、全体の質疑応答、個別のご質問対応の時間を設ける予定です。 ・開場は20分前です。 ・入館手続き時に、本人確認書類(運転免許書等)が必要です。
募集方法	ネット上の専用フォームにてお申込み https://www.chubu.meti.go.jp/c13keiei/keieikyouka/keieikyouka_setumeikai.html
照会先	中部経済産業局 産業部 経営支援課 経営力向上室

➤ **ロボット・IoT無料見学会**

予約不要！参加無料！

運 営	岐阜県ロボットSIセンター
内 容	ボトル組立ロボット、ボトル検査ロボット、ボトル梱包ロボット、アルミ袋検査ロボット、箱組立ロボット、搬送ロボット、管理ロボット、Sticker (IoTデバイス)、ヘルプモニター、生産稼働状況管理システムなどが、見学できます。
日 時	* 毎月第2水曜日 定期開催 午前の部 9:30～11:30 午後の部 13:30～15:30
場 所	アネックス・テクノ2 岐阜県成長産業人材育成センター (各務原市テクノプラザ1-21)
照会先	(株)VRテクノセンター 企画開発部SI課

➤ **<来場歓迎・入場無料>**

「中部大学フェア2019 人づくり・モノづくり・コトづくり・夢づくり」開催

開催日2019年9月12日

日 時	2019年9月12日(木) 10:00～16:00
会 場	中部大学キャンパス内 (愛知県春日井市松本町 1200)
内 容	◆特別講演 10:00～11:40 (特別講演のみネットでの事前申込が必要) 「失敗・危険を防ぐ力～アクティブラーニングのすすめ～」 講師 畑村 洋太郎(はたむら ようたろう) 氏 (東京大学名誉教授) (株式会社畑村創造工学研究所 所長) (特定非営利活動法人「失敗学会」 理事長) ◆ブース形式による研究シーズ発表 12:30～16:00 技術相談・知的財産相談、施設見学会も併催します。 ◆特集ミニ講演会 13:00～
照会先	中部大学 研究支援部 Eメール: kensien@office.chubu.ac.jp 詳細はこちらから https://www3.chubu.ac.jp/collaboration/news/25006/

3. 経営教室

国際税務教室

輸入貨物に係る消費税に適用される税率

2019年（令和元年）10月1日（以下、「施行日」とします。）より消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられ、同時に軽減税率制度がスタートします（以下、「新税率」とします）。

外国から輸入される物品（以下、「輸入品」とします）は、法令により非課税及び免税とされるものを除き、原則として消費税（以下、「輸入消費税」とします）の課税対象とされますが、この場合、どのタイミングの輸入品から新税率が適用されるのでしょうか。

輸入消費税の納税義務者は輸入品を保税地域から引き取る者（以下、「輸入者」とします）とされます。輸入者が輸入品を保税地域から引き取る場合には、輸入申告と併せて関税や輸入消費税等の申告を税関長に提出し納税を済ませることにより、輸入の許可を受けることが必要となります。その場合、輸入消費税等の申告に際して適用する法令は、原則として「輸入申告の日」において適用される法令によるとされています（※）。

すなわち、輸入申告が2019年（令和元年）9月30日までになされるものには旧税率である8%（以下、「旧税率」とします）が適用され、2019年（令和元年）10月1日以降に申告がなされるものには新税率（10%又は軽減税率）が適用されることが、原則となります。

したがって、2019年（令和元年）9月30日までに「輸入申告」を行い、2019年（令和元年）10月1日以降に「輸入許可」を受けるなど、「輸入申告の日」と「輸入許可の日」が施行日を跨ぐような場合においては、新税率ではなく旧税率が適用されることとなります。

（※）輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第4条、関税法第五条

国内税務教室

消費税率引上げまであと1ヶ月となりました

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率については、最終的にその対象が「飲食料品の譲渡、輸入」と「新聞の定期購読契約に基づく譲渡」になりましたが、「飲食料品の譲渡」でも、食品に酒類は含まないとか、外食やケータリングは該当しないなど、その判断や線引きの難しさには各業界から多くの疑問の声が上がっております。

一方で、経済産業省による「キャッシュレス・消費者還元事業」（ポイント還元事業）も合わせて実施されます。これは、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点を含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を支援する制度です。

消費者への還元では、消費税率引上げ後、9ヶ月間（～2020年6月30日）において、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、決済金額の一部を消費者に還元するというもので、その還元率は原則5%、大企業フランチャイズ傘下の中小・小規模事業者の店舗での購買の場合は、還元率が2%というものです。

先日の新聞では、フランチャイズ傘下に中小・小規模事業者を多く抱えるコンビニ大手3社は、2%の還元を、「その場で値引きする」方針で一致したという報道がなされました。中小・小規模事業者が消費者に還元した分は、事業者は、国からの補助金を後日受け取ることとなりますので、「その場で値引きする」場合、その還元分は事業者が立て替えを行うこととなります。

軽減税率の導入に加え、補助金の受け取りなど、実務面では消費税率引上げ後もしばらく混乱が予想されます。

（「国際税務教室・国内税務教室」執筆者）

税理士法人 成和 / 社会保険労務士法人 成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号：058-295-7077 058-295-2055（岐阜事務所） / 052-433-2112（名古屋事務所）

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

4. 産学連携情報

今月号のテーマ

高イオン伝導性結晶配向セラミックス ~固体酸化物形燃料電池 (SOFC) の低温作動化に寄与する新規電解質の技術です~

名古屋工業大学大学院工学研究科 生命・応用化学専攻 福田 功一郎 教授

<キーワード> 固体酸化物形燃料電池、(SOFC)の電解質材料

本発明の実用化を目指していただける企業様を求めます!

◆背景

固体酸化物形燃料電池 (Solid Oxide Fuel Cell ; SOFC) は、固体電解質として酸化物イオン伝導体を使用した燃料電池です。一般に、固体電解質はある程度高温下でないと高いイオン伝導性を示しません。現在、SOFC の電解質としてイットリア安定化ジルコニア (Yttria-Stabilized Zirconia; YSZ) が広く用いられていますが、作動温度が高く、構成する材料が制限されるため、より低温 (600-700°C) で作動が可能な固体電解質が求められています。

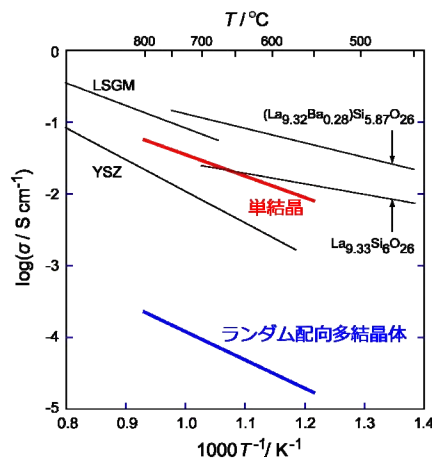
◆発明概要と利点

本発明者は、酸化物イオンが結晶構造中の一次元方向に伝導するアパタイト型ケイ酸ランタンの「板状結晶 (発達面は伝導方向に垂直)」の合成に世界で初めて成功し、これをテンプレート粒子として用いることで、伝導経路が一方に揃った配向多結晶 (結晶配向セラミックス) を作製しました。

達成可能なイオン伝導度の最高値を、化学組成が結晶配向セラミックスに近い「単結晶」のバルクイオン伝導度から検証しました。



結晶配向セラミックス (透過光)



単結晶のバルクイオン伝導度

✓ 600度でも高イオン伝導度

◎伝導方向に沿って測定した単結晶のイオン伝導度

0.013 Scm⁻¹ @ 600°C

0.031 Scm⁻¹ @ 700°C

◎YSZ のイオン伝導度 (0.003 Scm⁻¹ @ 600°C) の 4.3 倍

◎ランダム配向多結晶の伝導度の

約 400 倍@600°C、約 300 倍@700°C

✓ 結晶配向セラミックスの化学組成を最適化することで、さらなるイオン伝導度の増大が期待

* 実際、 $(La_{0.92}Ba_{0.28})Si_{5.87}O_{26}$ では 0.063 Scm⁻¹ @ 600°C

国立大学法人名古屋工業大学 産学官金連携機構 技術移転担当:佐藤 久美
電話番号: 052-735-7276

E-mail: sato.kumi@nitech.ac.jp Website: <http://tic.web.nitech.ac.jp/>

※十六銀行の産官学連携支援サービスについてはお取引店にご相談ください。

編集・連絡先：
十六銀行 法人営業部
(058-266-2523)
愛知営業本部
(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。